

藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（抄）

（工場及び事業所における敷地内の緑化基準）

- 第28条** 工場(工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する特定工場を除く。以下同じ。)又は事業所(以下「工場等」という。)を新築し、増築し、又は改築しようとするとき(当該工場等の存する敷地(以下この条において「工場等敷地」という。)の全部が風致地区内にある場合を除く。)は、当該工場等の建築主(以下「事業者」という。)は、当該緑化区域の面積(当該工場等敷地が風致地区の内外にわたるときは、風致地区内にある部分の面積を除いた面積とする。)に、別表第1の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た面積以上の面積の緑地を確保しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により緑地を確保する場合において、当該工場等敷地の存する区域の用途地域が近隣商業地域及び商業地域であるときは、同項の規定にかかわらず、当該敷地の面積に100分の10を乗じて得た面積以上の面積の緑地を確保しなければならない。
 - 3 事業者は、前2項の規定により確保すべき緑地の面積の50パーセントに相当する面積を限度として、これらの規定による緑地の確保に代えて、建築物の屋上又は壁面について緑化をすることができる。
 - 4 事業者が、都市計画法第8条第1項に規定する工業地域又は工業専用地域において第1項に基づく緑地を確保する場合において、次に掲げる事項を実施することにより、規則で定める割合を限度とした緑地面積を前3項に規定する緑地面積とみなすことができる。
 - (1) 規則で定める内容に従って多様な植物を組み合わせ使用し、休憩施設を設け、又は水辺空間を創出すること。
 - (2) 環境保全等を目的とする社会貢献活動を実施すること。
 - (3) 工場等の敷地外に緑地を設けること。

別表第1(第25条, 第28条関係)

敷地面積	緑地の割合
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	10パーセント
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	15パーセント
3,000平方メートル以上	20パーセント

藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（抄）

（緑の質が高い緑地等）

第37条 条例第28条第4項第1号に規定する緑地の内容は、次の表の左欄に掲げる緑化手法を取り入れた緑地等（以下「緑の質が高い緑地等」という。）をいい、緑の質が高い緑地等の区分に応じ当該緑地等の面積に同表の右欄に定める割合を乗じた面積を限度として緑地面積とみなすことができる。ただし、当該緑地等が2以上の区分に該当する場合は、当該緑地等の面積に200パーセントを乗じた面積を限度として緑地面積とみなすことができるものとする。

緑化手法	緑地面積とする割合
緑地空間の創出 次に掲げる条件をすべて満たす緑地を設けることをいう。 (1) 敷地内に高木又は中木を使用すること。 (2) 高木、中木、低木若しくは草本等を定められた割合又は本数使用することにより2階層以上の構造を構成すること。 (3) 3メートル以上の奥行きを持ち、市長が別に定める基準を満たすこと。	150パーセント
樹林地の創出 次に掲げる条件をすべて満たす緑地を設けることをいう。 (1) 敷地内に高木を使用すること。 (2) 高木、中木、低木若しくは草本等を定められた割合又は本数使用することにより3階層以上の構造を構成すること。 (3) 5メートル以上の奥行きを持ち、市長が別に定める基準を満たすこと。	200パーセント
休憩施設等の設置 次に掲げる条件をすべて満たす緑地及び休憩施設を設けることをいう。 (1) 常時人が利用できる休憩施設を「緑地空間の創出」又は「樹林地の創出」に該当する緑地に隣接して設置すること。 (2) 隣接する緑地と休憩施設を合わせた敷地が5メートル以上の奥行きを持ち、市長が別に定める基準を満たすこと。 (3) 休憩施設的面積の割合が隣接する緑地面積の20パーセント以上40パーセント以下であること。	200パーセント
水辺空間の創出 次に掲げる条件をすべて満たす緑地及び水辺空間を設けることをいう。 (1) 常時水が良好な環境で滞留又は流下し、かつ、市長が別に定める基準を満たす水辺空間を緑地に内包させ、又は隣接させること。 (2) 水面を除いた緑地の面積が50平方メートル以上であること。 (3) 水面の面積が水面を除いた緑地の面積以下であること。	200パーセント

（事業者の環境配慮又は社会的責任による特例）

第38条 条例第28条第4項第2号の場合における同項の規則で定める割合は、市が所有する緑地等において300平方メートル以上の範囲の草刈り等の社会貢献活動を行う場合に限り、25パーセントとする。

（工場等敷地外における緑地）

第39条 条例第28条第4項第3号の場合における同項の規則で定める割合は、工場等の周辺に事業者が所有し、又は長期にわたり管理することができる緑地を確保する場合に限り、25パーセントとする。

（みなすことができる緑地面積の上限）

第40条 第37条の規定により100パーセントを超えてみなそうとする緑地面積及び前2条の規定によりみなそうとする緑地の面積の合計は、工場等敷地の面積の5パーセントを限度とする。